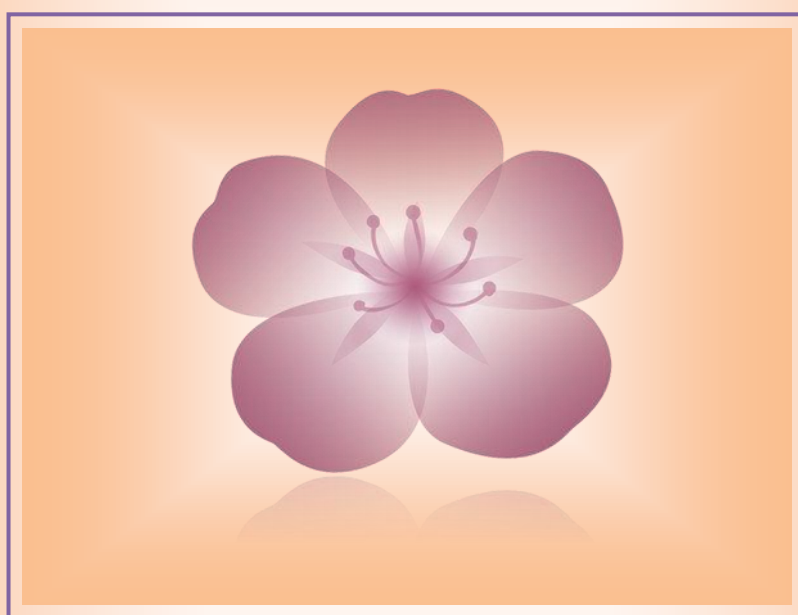


湖西市男女共同参画推進条例



逐条解説



平成30年

条文の内容を、市民のみなさんにわかりやすくお伝えするために、各条文に趣旨・解説を書き加えています。

◆目次（4章20条）

この条例について	P. 2
前文	P. 2
第1章 総則（第1条—第10条）	P. 3～15
第1条 目的	
第2条 定義	
第3条 基本理念	
第4条 市の責務	
第5条 市民の責務	
第6条 業者の責務	
第7条 市民団体の責務	
第8条 教育関係者の責務	
第9条 性別による利害関係の禁止	
第10条 公衆に表示する情報の表現の配慮	
第2章 基本的施策（第11条—第16条）	P. 16～19
第11条 市の施策	
第12条 基本計画	
第13条 実施状況の報告	
第14条 事業者、市民団体及び教育関係者からの報告	
第15条 調査及び研究	
第16条 苦情及び相談への対応	
第3章 推進体制（第17条—第19条）	P. 19～20
第17条 推進体制の整備	
第18条 審議会	
第19条 地区推進委員	
第4章 雑則（第20条）	P. 21
第20条 委員	
附則	P. 21
附則（平成30年3月7日条例第2号）	P. 21

◆この条例について

湖西市では、平成13年3月に「輝く未来を…女（ひと）と男（ひと）プランこさい」（第1次計画）を平成23年3月に「女（ひと）と男（ひと）プランこさい（改訂版）」（第2次計画）を平成28年3月に「第3次 湖西市男女協働参画推進計画」（第3次計画）を策定し、男女共同参画の推進を行っています。

条例は自治体の法です。名称は法の中身を端的に表すものだと考えられています。本市にあっては、市の重要施策の一つとして、男女共同参画社会の実現に取り組んでおり、「男女共同参画」という言葉を市民に広げたいと願っています。男女が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、対等なパートナーとして共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会を実現するため、市や市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協働して男女共同参画の推進に取り組むことを目的に、名称を「湖西市男女共同参画推進条例」としました。

◆前文

全ての人々が、お互いの人権と個性の多様性を大切にし、自らの意思により、能力を十分に発揮できる社会の実現は、私たち市民の願いです。

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等に向けた様々な取組が進められてきました。

湖西市においても、「女（ひと）と男（ひと）プランこさい」を策定し、様々な施策を実施してきましたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として残っており、男女平等の実現にはなお一層の努力が求められています。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化、外国人居住者の増加等社会経済情勢の変化に対応し、誰もが対等な立場で活躍できるまちであるためには、自然と産業にめぐまれ、市民活動が盛んな本市の特性をいかしつつ男女共同参画の推進に、より一層取り組むことが重要であり、全ての人に、均等に責任を負って社会に参画する機会を付与することが必要です。

ここに、私たちは、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進し、市民が誇れる未来のあるまちづくりに資するため、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、一般的に、法令の冒頭に、法令制定の由来や目的、法令の基本的理由などを

述べた文章であるとされています。前文で有名なのは憲法で、決意や基本的な考えないし原理が未来を見定める荘厳な文体表現で書かれています。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」や「男女共同参画社会基本法（以下、基本法とする。）」にも前文が設けられています。

男女共同参画は、日本国憲法の個人の尊重を踏まえ法の下での平等と両性の本質的な平等に基づき、国際社会での取り組みである女子差別撤廃条約に基づいています。そして、それらの法に基づき生まれたたくさんの判例や法実践に取り組んでいることも意味しています。

平成11年に制定された基本法では、男女共同参画社会の実現は、21世紀社会の最重要課題であるとされ、なお一層の取り組みが必要であることが示されています。この条例は、市の将来構想にとって男女共同参画が不可欠であること、及び条例制定の由来・背景・必要性を明らかにし、その心構えや決意を宣言するために前文を置きました。

【解説】

豊富な産業及び自然資源等を活かしながら、市民一人ひとりが主人公となり、自らの夢を実現するためには、その性にとらわれずその個性を活かし、いきいきと活動できる男女共同参画社会の実現は、本市の将来に必要不可欠です。

そのためには、本市の男女共同参画をとりまくこれまでの経緯や地域特性、現状を明らかにし、本条例の必要性を明記するとともに、目指すべき方向及び今後の取り組みに対する決意を述べています。

◆第1章（第1条—第10条）

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例を制定する目的を明らかにしています。

【解説】

この条例は、男女共同参画の推進における基本条例です。この条例の形態は、理念型と具体的施策提案型の混合形態となっています。すなわち、基本理念を高らかに謳いながら、それに向けての市の具体的な施策を提示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合い、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女がその個性及び能力を十分に発揮することができ、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又は市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 市民団体 自治会、町内会、PTA、特定非営利活動法人その他の地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う団体をいう。
- (6) 教育関係者 学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場に関わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある、又はあった者からの身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。

【趣旨】

本条例において用いられる用語のうち、定義が必要だと思われるものについて説明しています。

【解説】

- (1) 「男女共同参画」とは、「男だから、女だから」といった意識を見直し、市民一人ひとりが個性と能力を存分に発揮できる地域作りを目指すと共に、政策方針の決定、企画立案の過程に積極的に参画する姿勢をもつことを示しています。
- (2) 「積極的格差改善措置」は、「ポジティブ・アクション」とも言われています。これまでの歴史において男女の格差がある場合は、格差を是正するために必要な範囲内において、やがて男女が対等な関係になるよう改善するものです。例えば、積極的に採用や登用するなどの措置を行うことをいいます。
- (3) この条例で用いる「市民」とは、市内に住む人、市内にある事務所または事業所で働く人、市内にある学校で学ぶ人とし、国籍は問いません。条例はその効力が、

市内に限られていることから、条例における「市民」は、湖西市に住所を有する人(住民)のことを指すのが原則ですが、この条例を制定する趣旨が、市民に対して罰則を課すものではなく、市、市民及び事業者等が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することとしていることから、条例全体を通じて「市民」を広く捉えることにしました。

- (4) ここでいう「事業者」とは、営利又は非営利目的にかかわらず、市内に事務所又は事業所を有し、業を行う個人、法人その他の団体をいいます。「法人」の中には、いわゆる会社及び企業だけでなく、その集合体である商工会のような公益社団法人も含まれます。「団体」とは、法人以外の集団すなわち法人格を有しない集団のことで、法律用語で言えば、権利能力なき社団ということです。ボランティア活動を行う集団などがこれに含まれます。事業を営む者の多くが労働者を雇用しており、市民としての立場以上に他者に与える影響が大きいため市民と分けて定めているものです。
- (5) 「市民団体」には、町内会、自治会、青年団、ボランティア団体など市民で組織する団体です。男女が互いに個性を活かし地域で活動していくためには、地域の意思・方針の決定に積極的に参画することが必要とされています。
- (6) 教育が意識形成に及ぼす影響は極めて強いと考えられます。従って幼いうちから社会的及び文化的に形成された性差にとらわれない育て方が求められます。家庭、学校、社会教育その他市内において教育に携わる者を規定し、その責務を明示する必要があります。
- (7) 「セクシュアル・ハラスメント」は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)において事業者の配慮義務として規定されているものです。身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真の提示、または性的なうわさを流すなど相手の意に反した性的な言動により相手に不快感や不利益を与えたり、相手方の生活環境を害したりする行為のことをいいます。なお、この条例における「セクシュアル・ハラスメント」は、雇用の場だけでなくあらゆる場での行為をいいます。
- (8) 本条例のドメスティック・バイオレンスでは、対象者を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する配偶者だけでなく恋人等親密な関係にあるものまでとし、国よりも一歩進んだ規定を盛り込んでいます。さらに、暴力においては子どもを巻き込んだ暴力(虐待)も含んでいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協力して行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及び次に掲げる事項が留意されること。
 - (ア) 男女共同参画の推進に当たっては、性同一性障害を持つ人その他多様な性を持つ人の人権についても配慮しなければならない。
 - (イ) 男女共同参画の推進に当たっては、女性が直面している課題や女性の参画促進だけに注目するのではなく、男性が直面している課題への取組、男性の参画が少ない分野への男性の参画促進にも努めなければならない。
- (2) 男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないように配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として市の施策並びに事業者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保され、その実現のために積極的格差改善措置が講ぜられること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として共に役割を担い、かつ、学校、職場、地域その他の社会生活における活動に平等に参画できるよう、仕事と生活の調和（第11条第3号において「ワーク・ライフ・バランス」という。）に配慮されること。
- (6) 男女が、互いの性を理解し合い、生涯にわたる心身の健康が確保されるとともに、妊娠、出産等に関しては、女性の身体的特徴に配慮し、その意思を尊重した上で、相互に協力し合うこと。
- (7) 男女共同参画の実現は、国際的視野の下で取り組むべき課題であることを認識し、全ての人がその推進について積極的に協力し合うこと。

【趣旨】

基本理念は男女共同参画を推進する上での基本的考え方を示したものです。

【解説】

本条では、7つの基本理念を定めました。本条において、単に「人権」とせず、「男女の人権」としたのは人権について、性別に起因する問題という観点に着目し、その観点から人権を尊重することを強調したものです。

(1) 男女の人権の尊重

① 「個人としての尊厳が重んぜられること」

基本法第3条にも同じ文言がありますが、個人主義に根ざした言葉で、一人ひとりの人間を「性を持つ自立した人格的存在」として捉え、このような「人格的存在」それ自体が傷つけられたり破壊されたりしないようにするという事です。個人主義とはすべての価値の根源に個人を置くという意味です。どんな場合にも個人から出発するという意味です。国家や集団のために個人があるのではなく、個人のために国家や集団があるという前提に立ちます。一人ひとりの人間は能力や性格などがみんな違ってきますから、その違いを認め合うことが大切です。

② 「性による差別的取扱いを受けることなく」

男女平等を実現するために、性による差別的な取り扱いを禁止しているものです。基本法第3条では、「性別による差別的取り扱い」と書かれていますが、身体的特徴による差別だけでなく、性的マイノリティの人に対する差別を含むものという考えから性と表記しています。

③ 「個人としての能力を発揮する機会が確保されること」

一人ひとりがこれまで築いてきたキャリアを認めたいうで、そこで培った能力を発揮する機会が、性別により、あるいは社会的及び文化的に形成された性差によって、否定されたり特定の方向に向けられることがないようにすること。また機会が確保されるという手続き上の権利は、単に手続きが用意されているということだけでは不十分で、その手続き自体が適正である（真に平等になっている）ということではなければならない、ということです。

④ (ア) の人々については、いまだ社会の多数派とは異なるものとして、差別や偏見を受けるなど、苦しんでいる人々がいるのが現状です。性のあり方は人それぞれ異なります。価値観や考え方の広がりを持って、様々な性のあり方が存在することを当たり前のこととし、それに対応できる社会を築いていくことが必要です。

⑤ 男女共同参画社会の実現は、男性にとっても自己実現を目指し、生きがいを持って生活を送るために極めて重要です。長時間労働を前提とした男性中心型の労働慣行を見直し、男女が互いに責任を分かち合いながら、自らの意志によって多様なライフスタイルが選択できる環境づくりが求められています。

(2) 性による人権侵害の根絶

ドメスティック・バイオレンスに見られるように、男女間での暴力は死に至る暴力にまで発展する危険なものです。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力も含まれます。暴力を振るわれないということは、人間にとって「人格」「身体」におけるきわめて基本的な権利といえます。またセクシャル・ハ

ラスメントなど女性に対する性的嫌がらせを含む暴力の背景には、女性の人権の軽視、男性重視の意識があります。このような暴力は人権侵害であり、男女共同参画を阻むものです。その根絶を目指すことは男女共同参画の基本的な課題です。

(3) 社会における制度や慣行にとらわれない活動の選択

性別によって固定的な役割を求める意識やそれに基づく慣行などが依然として社会のあらゆる分野に残っていて、男女それぞれの活動が規制されることがあります。「男性は仕事、女性は家庭」といった男女の役割に対する固定的な考え方や「男が主で女が従」とする考え方にに基づく制度や慣行がまだ多く見受けられます。社会的及び文化的に形成された性差は目に見えず、人々に意識の中に隠れ、あるいは日常の慣行として現れるので、とらえがたい存在です。「基本法」は男性に対しても女性に対しても、この社会的及び文化的に形成された性差による影響をできるだけ「中立」なものにするように規定しています。この条例もこのような立場に立っています。しかしながら、この条例では役割分担そのものを否定しているわけではありません。意思決定することも一人ひとりの生き方の問題であり、結果、専業主婦という選択をした女性が、法やこの条例などを理由に責められることがあってはなりません。

(4) 政策等の方針の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会を実現していくためには、自らの意思の決定によって、地域、学校、家庭、職域その他の社会のあらゆる分野における活動への男女対等な参画が必要です。男女の対等な参画については、単に参加するのではなく、政策、方針の立案や決定の場に女性が積極的に参加する機会が確保されることが大切です。

(5) 家庭生活における活動とほかの活動の両立

少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、社会情勢の急速な変化に対応していくためには、男女が互いに協力し、働き続けられる環境の整備が必要です。仕事と育児・家族の介護を両立できることは、社会経済の活力を維持する上で重要であり、男女が安心して子供を産み育て、家族としての責務を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。

また、地域社会の活動に男女が共に参画し、より豊かなものにしていくことも必要です。

ワーク・ライフ・バランスとは、すべての人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責務を果たすとともに、家庭や地域生活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいいます。

(6) 性と生殖に関する健康と権利

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念に基づいた条文です。これは、男女

の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることが必要というものです。

男性にも女性にも「子どもが欲しい」と主張する権利と自由があります。特に、女性は、妊娠や出産などライフステージを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、この条文を基本理念として取り上げることとしました。

女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含めた社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。

妊娠や出産については、「女性の身体的特徴に配慮し」と前置きすることで直接的当事者である女性の意思を尊重すべきであるということを記載しています。加えて、個々の状況にもよりますが「相互に協力し合う」と表記することにより、すべての夫婦やカップルなどが状況に応じながら「話し合いによる過程を重視する」という基本姿勢の重要性を表しています。

(7) 国際的協調

日本の男女共同参画社会の形成の促進は、国連の女性の地位向上に係る活動等国際社会における様々な取組と連動して行われてきました。我が国は、国際社会の一員として、男女共同参画社会の形成に関しては、国際的な連携、協力のもとに行うのが望ましいとし、基本法第7条の基本理念において国際的協調を定めています。本市においても、情報収集や情報提供に努め、世界的な視野のもとに行っていくことの大切さを定めています。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、市民団体及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協力して行うとともに、国及び県その他の地方公共団体と連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、市民等が行う男女共同参画を推進するための活動の支援に努めるものとする。

4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置及び必要な体制の整備をするよう努めるものとする。

5 市は、自らも事業者の一員として、男女共同参画を率先して推進するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画推進に係る市の責務を定めています。

【解説】

- 1 市の責務として、男女共同参画の推進のための施策を、基本理念に基づき、総合的かつ計画的に策定し、実行することが重要であることから定めています。

市民が安心して住むことができ、市民が男女を問わず持てる能力及び個性を發揮するためには、市としての男女共同参画を推進する姿勢が必要です。

男女共同参画推進施策には、積極的格差改善措置が含まれていることを明記しています。本条において、「（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）」と規定することで、以下の条文において「男女共同参画の推進に関する施策」という規定があれば「積極的格差改善措置」が含まれることとなります。また、「男女共同参画に関する施策」は「男女共同参画の推進に関する施策」と「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」との両方を含んだ用語です。いわば、直接的に男女共同参画の推進に関わる施策だけでなく、間接的に関わる施策も対象にしています。したがって、市の施策全体に関わっています。

「第3次湖西市男女共同参画推進計画」では、次の7つの基本目標に掲げて、男女共同参画の推進に関する施策の方向性を示しています。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- (3) 制度及び慣行への配慮
- (4) 男女が対等に参画する機会の確保
- (5) 家庭生活と社会生活の両立
- (6) 男女の生涯にわたる心身の健康への配慮
- (7) 国際的視点に立った男女共同参画

男女共同参画を推進する姿勢にたつて第3条に掲げる基本理念を明確にし、プランに掲げる施策を中心に計画的、総合的に必要な財政上の措置に講じることに配慮しつつ男女共同参画を推進する必要があります。

- 2 男女共同参画を推進するためには、市が市民、事業者、教育関係者及び市民団体と相互協力すること、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むことなど協働で行うことが必要です。
- 3 より一層の男女共同参画の推進を図るために、市は、市民等が行う男女共同参画を推進するための活動を支援していく必要があります。
- 4 男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたり、関係各課において積極的に展開していく必要があるため市内部において必要な推進体制を整えるとともに、予算などについての措置や市職員の意識づくりが不可欠であることから、財政上の措置を講じる必要があります。
- 5 市も事業者の一員として、自ら男女共同参画を率先することが必要です。

また、市の様々な施策の中で、直接的に男女共同参画を進める施策だけでなく、間接的に影響を及ぼすと認められる施策についても、その策定及び実施にあっては、男女共同参画の推進につながるように配慮していくことも大切です。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について関心を持ち、理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において自主的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画を推進する上で、市民一人ひとりの役割が重要であることから市民の責務について努力義務として記載したものです。

【解説】

第1条の「市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の責務を明らかにする」の規定を受け、男女共同参画の推進のためには、市民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることが大切であり、あらゆる分野で男女共同参画の意識を持ち、主体的で積極的な行動を、市や事業者との協働により行っていただく努力内容について定めています。

(1) 家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場面で男女が対等に暮らしていける社会環境を整えるため、市民一人ひとりが従来の制度や慣行に基づく固定的な性別役割分担意識を改め、男女共同参画に関する理解を深めて、具体的な取組を積極的に進める役割を担っていただくことを記述しています。

(2) 市内地域には、まだまだ性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣行が根強く残っています。地域の役員などが男性優先に決定していること、女性に地域役員を頼んでも引き受けてくれないなど、固定的な役割分担意識に基づく慣行結果や生じた問題事例が実態として多く見受けられます。

男女共同参画の推進にあっては、特に市民の主体的関わりが求められ、市民意識の改革がなければ推進できない状況にあるため、積極的に参画し、協力することが必要不可欠です。市民の意見を施策に反映させるために、市民・各種団体・企業・学識経験者などで構成される「湖西市男女共同参画審議会」を設置し、施策の提言、助言などを行える場を設置しています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、就労者が職業生活と家庭生活その他の社会における活動とを両立できるよう就業時間等の規則及び職場環境を整備するとともに、その事業の業務における方針の立案及び決定の過程に男女が平等に参画できる機会を確保する等、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、就労者に対し、男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するように努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めるものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画社会の実現のためには事業者の行動が必要であり、それを努力義務として記載しています。

男女共同参画基本法には特に定められていませんが、事業者はその立場上、労働者に対して、市民以上に強い影響力を持っており、さらに男女共同参画社会の実現のためには職場における男女共同参画の推進は欠かすことができないので、その主体である事業者の責務を記載しています。

【解説】

(1) 第5条の市民の責務と同様、男女共同参画の実現のためには、事業者が男女共同参画を十分理解し、基本理念にのっとり日常のあらゆる場面で積極的に実践していくことが大切です。

第3条5号に規定する「仕事と生活の調和」を実現するためには、本人が努力するだけでなく、事業者も労働者が仕事と家庭の両立を図りやすくなるように、労働条件などの職場環境を整え、育児、介護に男女がともに携わることができるよう、努めることを記載しています。

(2) 就労者が価値観やライフスタイルに応じて、多様でかつ柔軟な働き方ができることが大切であり、事業者は、就労者の男女共同参画への意識改革が行えるよう男女共同参画推進に役立つ情報を提供するように努めることを記載しています。

(3) 事業者は男女雇用機会均等法などの関係法令の遵守を基本として、市の施策を中心に、他の事業者や市民が実施する事業活動にも積極的に参加や協力をしていただき、男女共同参画社会づくりを推進するように努めることを記載しています。

(市民団体の責務)

- 第7条 市民団体は、その運営又は活動の意思決定に男女が平等に参画し、共に責任を担う環境を整備するとともに、男女が互いに能力を発揮できるよう努めるものとする。
- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、地域や主体的に活動を行っている分野で男女共同参画を推進することが、男女共同参画社会の形成にとって重要であるため、事業者とは区別して、市民団体の責務を努力義務として記載しています。

【解説】

自治会や各種の特定非営利団体などの市民団体は、地域づくりや福祉分野や社会経済活動など多岐にわたる分野で重要な役割を果たしているため、事業者とは別にその責務を記載しています。

取組が進んでいる団体からは先進的な立場として推進に協力していただき、いまだ比較的男性優位な団体については男女共同参画へ取組を促すため、市民団体の責務を記載しています。

(教育関係者の責務)

- 第8条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性に鑑み、男女共同参画の理念をよく理解し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。
- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画を推進するにあたって、学校教育、社会教育、家庭教育などあらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした、男女平等教育などの教育・学習の果たす役割が極めて重要であることから、市民と区別して教育関係者の責務について努力義務として記載しています。

【解説】

P T Aを含め、教育に携わる人たちが、男女共同参画の理念について十分な理解の下での学校教育はもちろんのこと、社会教育などの教育活動を進めること、市が実施する施策に協力することも記載しています。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別を理由とする権利侵害行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個人の尊厳を踏みにじる行為

【趣旨】

本条は、すべての人や団体に対して、すべての人が人間としての人格を尊重されるべきことを規定しています。その上で、すべての人や団体に対して人権としてプライバシーの保護及び性別による差別の禁止を定めています。

【解説】

人権侵害行為等は、相手方の尊厳を傷つけ、自信を失わせ、自由な活動を制限することにより、個人の人権を侵害するものです。本条項に罰則規定はありませんが、違法性が認識されることにより、性別による権利侵害の防止への効果を期待しています。ただし、刑法各条に違反する場合は、処罰の対象になります。

本条は、性別による権利侵害の禁止を定めたもので、性別による差別が、雇用の分野での差別だけではなく、様々な場面で人間関係を含む深刻な問題になっていることから、自分らしく生きる権利を阻むような社会における制度や慣行による差別的取扱いについても、あらゆる場面において行ってはならないことを明示しています。

性的な要素を含んだ人権侵害のセクシュアル・ハラスメントや配偶者間や恋人間におけるドメスティック・バイオレンス（身体的、性的、心理的、社会的または経済的な暴力）は、いずれも被害者に恐怖と不安を与え、自身を失わせ、かつ、社会活動を束縛する深刻な人権侵害であるため、禁止事項として明記しています。

例えば、職場における昇給や昇格、仕事の内容などについての差別、結婚退職の慣行奨励、家庭や地域などで男女の役割を区別するなど、女性の自立や能力発揮の機会をなくすような取扱いが挙げられます。また、専業主夫に対する地域の差別的な扱いなどを改善することも挙げられます。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、次に掲げる事項を連想させ、又は助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による差別又は固定的な役割分担
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進を妨げると認められるもの

【趣旨】

本条は、公衆に表示する情報に関して性別を理由とする差別や固定的な役割分担等を助長することがないように定めています。

【解説】

本条では、放送や印刷物、広告、インターネットの掲載情報など、公衆に表示する情報が、人々の意識に重大な影響を及ぼすことがあることに基づき定めたものです。例えば、女性の性的側面のみを強調したものや、性別による固定的な役割分担を肯定的に取り扱った情報は、権利侵害等を助長する恐れがあります。

表現の自由は憲法で保障された権利であり、尊重されるべきですが、公衆に表示する情報に関しては、性別を理由とする人権侵害や他者の人権侵害を助長することのないよう、表現に配慮する必要があることを定めました。

◆第2章 基本的施策（第11条—第16条）

（市の施策）

第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- （1） 市民等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報提供及び広報活動を行うとともに、市民等の活動を支援するために必要な措置を講ずること。
- （2） あらゆる分野における活動及び意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないよう、市民等と協力し、積極的格差改善措置を講ずるよう努めること。
- （3） 男女が、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう、必要な支援を行うこと。
- （4） 男女が、性差に関する理解を深め、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、必要な支援を行うこと。
- （5） セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等、性に起因する暴力の根絶を重要課題と位置付け、推進すること。
- （6） 防災及び災害復興に係る施策等において、男女双方の視点を取り入れた体制の構築に努めること。
- （7） 多文化共生の視点に立った男女共同参画事業の推進に努めること。

【趣旨】

本条は、基本法15条を受けて、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、それを策定し、実施にするにあたって、男女共同参画社会の形成への配慮を定めています。

【解説】

基本法は施策を「男女共同参画社会の形成に関わる施策」と「男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策」の2種類に分けています。一つ目の「男女共同参画社会の形成にかかわる施策」は、いわば直接的に男女共同参画に関する施策で、男女共同参画の主管課が担うものです。二つ目の「男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策」は、いわば間接的に男女共同参画の推進に関わりを持つ施策で、男女共同参画の主管課以外が担うものです。そして、基本法第15条は「国及び地方公共団体は、男女共同参画社会形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の形成に配慮しなければならない」と規定して、男女共同参画の主管課以外が担う事業の中に男女共同参画の視点を盛り込んでもらうことを狙った条文です。

本条は、上述の基本法第15条と同趣旨です。すなわち、高齢者福祉、子育て支援、教育、防災など、男女共同参画とは直接かかわりの持たないものであっても、その中に、

男女共同参画の視点を盛り込むことを狙った条文です。これにより広範な男女共同参画の推進が可能となります。

(基本計画)

第12条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ湖西市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画施策の基本となる計画策定について、定めています。

【解説】

基本法第14条第3項の「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」との規定を受けて、本市は、現在、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「第3次 湖西市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

計画の策定に当たって、市民及び事業者等の意見を反映することを定めているのは、市、市民、事業者が一体となって男女共同参画を推進していくことが不可欠であり、基本計画を地域の実情に合わせたものにするうえで重要だからです。

(実施状況の報告)

第13条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、湖西市男女共同参画審議会の意見を付して公表するものとする。

【趣旨】

本条は、市長に対して、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について公表を義務付けています。

【解説】

男女共同参画を推進していくためには、「第3次 湖西市男女共同参画推進計画」に基づいた施策の実施状況を調査、検証して、計画に定めた施策に対する目標の達成状況を年度末に総括点検し、次年度に繋げる必要があります。市では男女共同参画に関する

基本計画の進捗状況を明らかにするため、毎年、基本目標に基づいた施策の実施状況を湖西市男女共同参画審議会に報告し、市のホームページにて湖西市男女共同参画審議会の意見を付して公表します。行政内部の資料とするだけでなく、市民等に対して公表していくことで、男女共同参画社会の実現に向けた理解と意識の高揚が図られることを期待します。

(事業者、市民団体及び教育関係者からの報告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業者、市民団体及び教育関係者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求め、又は助言することができる。

【趣旨】

本条は、男女共同参画の推進のために、事業者、市民団体及び教育関係者に対し、男女共同参画に関する事項について、報告を求めること、及び、助言ができることを定めています。

【解説】

男女共同参画の推進は、市と事業者、市民団体及び教育関係者が連携し、一体となって進めることが大切であるため定めました。

(調査及び研究)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び効果的な実施のため調査及び研究を行い、その成果の活用に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画の推進にあたって、施策を効果的に実施するために必要な調査及び研究に努めるよう定めたものです。

【解説】

基本法第18条では、調査研究として国に努力義務を課しています。地方公共団体も基本法第9条に則り国の施策に準じた施策を策定し、市においても調査研究を推進していくこととします。基本法第18条では調査研究の項目として①「社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成の促進に及ぼす影響に関する調査研究」②「その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究」の2つを具体的に示していますが、市においては、男女共同参画の推進にはこの2点のみならず対象が多岐にわたることも考慮し、具体的項目は示していません。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り適切に対応するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、湖西市の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情及び性別により差別された取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り適切に対応することを求めたものです。

【解説】

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等は広範・多岐にわたるため、施策の改善について市の自主性に期待するだけでは不十分という考えです。市が寄せられた声をもとに関係機関と適切に対応するように努めることを定めています。

◆第3章 推進体制（第17条—第19条）

(推進体制の整備)

第17条 市は、市民等の協力の下に男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備する。

【趣旨】

本条は、男女共同参画推進施策の総合的・計画的な実施に向けて、有効な推進体制を整備することを明示しています。

【解説】

男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策は、間接的に影響を及ぼすものも含めると全市にわたります。そのため、内部的には湖西市男女共同参画推進委員会を設置し、長期的かつ総合的な視点に立ち、男女共同参画社会の実現のために効果的な推進を図っています。市民等の協力の下に男女共同参画の推進に関する施策を推進するためには、審議会等と市内組織の密接な連携が重要です。

（審議会）

第18条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、湖西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第12条第2項及び第13条の規定に基づき市長に意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に係る基本的かつ総合的な施策及び重要事項その他男女共同参画の推進に関する事項について審議すること。

【趣旨】

本条は、湖西市男女共同参画審議会の設置について定めたものです。

【解説】

男女共同参画を推進していくうえで、社会経済情勢や環境の変化によって発生した問題等の調査審議をするために湖西市男女共同参画審議会を設置しています。湖西市男女協働参画審議会の設置の詳細については別に湖西市男女協働参画推進条例施行規則を定め、そちらに記述しています。

（地区推進員）

第19条 市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画地区推進員を置くことができる。

【趣旨】

本条は、男女共同参画地区推進員の設置について定めたものです。

【解説】

男女共同参画の計画や施策を市民目線で推進していくために、市と男女共同参画地区推進員とが連携し周知や啓発活動を行っていくことが大切です。市のイベントのみならず、相互にアイデアを出し合いながら男女共同参画の周知、啓発ができるよう定めています。

◆第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

湖西市男女共同参画推進条例の施行に関し必要な事項を規則として定めています。

【解説】

湖西市男女共同参画推進条例施行規則では、男女共同参画の推進に関する施策の実効性を高めるために必要な事項について定めています。

◆附則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 基本計画が定められるまでの間、平成24年2月に定められた「女（ひと）と男（ひと）プランこさい」を基本計画とみなす。

◆附則（平成30年3月7日条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。